第90号議案

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例

上記の議案を提出する。

令和4年10月27日

品川区長職務代理者

品川区副区長 桑村 正 敏

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成12年品川区条例第33号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第28条の5第1項または第28条の6第2項に規定する 短時間勤務の職を占める」を「第22条の4第1項の規定により採用された」 に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条 第4項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め る。

第4条第1項ただし書中「、月曜日」を「月曜日」に、「、当該」を「当該」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「、1日」を「1日」に改める。

第5条第1項ただし書中「、必要」を「必要」に、「、当該」を「当該」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「、日曜日」を「日曜日」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任

用短時間勤務職員」に改める。

第6条第2項および第15条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 暫定再任用短時間勤務職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項または第2項の規定により採用された職員をいう。)は、改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第3条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(説明) 地方公務員法が改正されたことに伴い、規定を整備する必要がある。